

公表監第4号

地方自治法第199条第7項の規定により報告した定期監査（財務局・都市局の）結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年9月29日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
財務局	令和5年2月9日	令和5年2月10日	令和5年8月29日
都市局	令和5年2月9日	令和5年2月10日	令和5年8月28日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西財政発第 80 号
令和 5 年 8 月 29 日
(2023 年)

西宮市監査委員	石原	俊彦	様
同	佐竹	令次	様
同	板戸	史朗	様
同	中村	衣里	様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、次のとおり通知します。

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| 1 | 措置を講じた部局 | 財務局 |
| 2 | 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（財務局） |
| 3 | 監査結果提出日 | 令和 5 年 2 月 9 日報告監第 7 号 |
| 4 | 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和5年2月9日報告監第7号)

(要改善事項)

監査結果報告P3

1 適正な契約事務

契約締結に当たっては、当然のことながら、契約の相手方のみならず、市の担当部署も契約書や業務仕様書などの内容を確実に把握しておく必要がある。今回の委託業務は特定個人情報を含む業務であるため、業務特記仕様書に「秘密保持に係る誓約書」や「情報の保護に関する誓約書」を徴取する旨が記載されているが、徴取していなかった。

個人情報を取り扱う業務に関しては、その意識の欠如によると思われる不祥事が他の自治体で散見され、憂慮しているところである。今一度、西宮市個人情報保護条例施行規則第4条第2項第11号や、情報処理関連業務に関する一般仕様書を確認するとともに、担当者任せにせず、組織的にチェックする体制を強化されたい。

(講じた措置)

ご指摘のありました事項については、令和5年度の契約書類を提出する際にダブルチェックを行い、契約後は速やかに個人情報の取扱いに関する特記仕様書に基づく「秘密保持に係る誓約書」や「情報セキュリティ誓約書」を徴取しました。

今後につきましても、個人情報の保護に関する法律等関係法令及び情報処理関連業務に関する一般仕様書等の内容を踏まえ、適正な事務処理に努めてまいります。

(要改善事項)

監査結果報告P4

2 適正な指定管理業務

指定管理業務についても、契約事務と同様、市の担当部署は協定書や業務の内容を十分に把握しておく必要がある。北口駐車場管理業務については、指定管理者側から第三者委託の申請書が提出されているにもかかわらず、承諾書を交付することなく第三者委託をさせていた。

指定管理者の第三者委託に限らず、何らかの申請が出されればそれに対する意思決定をし、相手方に対してその結果を伝達するというのは通常の事務処理の流れである。改めて、必要とされる事務の流れを確認し、適正に処理されたい。

(講じた措置)

指定管理者等からの申請物に関しては、統合文書管理システムを通じて意思決定をし、相手方に対してその結果を伝達するという通常事務処理の流れを職員全員で認識するとともに適正に処理をするよう事務見直しを行いました。

(要改善事項)

3 適正な備品管理

備品の廃棄手続がもれた場合、実際に廃棄されたのかどうかや、その廃棄が適切であったのかどうかについて、後日検証を行うことが極めて困難となる。また、使用しなくなったり使用できなくなった古い備品を適切に廃棄することなく放置していると、必要な備品が大量の不用品の中に紛れ、管理が困難になるとともに、管理する意識そのものが薄れてしまうおそれがある。市の財産管理を所掌する資産管理部においては、今回市の共用備品について管理不十分な状態が多数発見されたことを十分認識し、早急に管理体制を整備されたい。

(監査委員の意見)

1 財産管理

財務局資産管理部は、市の共用の財産を管理することから、所管する備品も多数にのぼり、管理に苦慮していることは理解できるが、現在の状況は問題が多いと言わざるを得ない。特に、十分に管理されていない備品が放置され、さらには私物とみられるものが混在した状態にあると、備品の紛失が容易に判明せず、不祥事の温床ともなりかねない。市の管理する財産は市民の財産であるという認識を強く持ち、管理事務の改善に努められたい。

(講じた措置)

十分に管理されていない備品が放置され、さらには私物とみられるものが混在した状態にあった倉庫については、物品を整理しました。私物については持ち帰らせ、庁舎施設は公の財産であることを深く意識して、今後、私物を置いて帰るようなことの無いよう、当該倉庫を使用する職員に対して注意喚起しました。

所管する備品について、改めて所在を確認するとともに適正な台帳管理に努めるよう事務見直しを進めてまいります。